

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成30年6月 日
(策定団体名) 岡 崎 市

生活交通確保維持改善計画の名称

平成31年度岡崎市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、過度に自動車交通に依存した交通体系から、公共交通や歩行者、自転車、自動車といった交通手段が連携し、調和した総合交通体系の確立を目指すため、平成20年度に「岡崎市総合交通政策」を策定し、平成26年度には、これまで進めてきた実施施策の点検しつつ、国を始めとした上位計画等の動向を踏まえ、「岡崎市総合交通政策」の改訂を行った。

更に、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの構築等、より主体的な取組みを推進していく必要があることから、「岡崎市総合交通政策」における公共交通施策のマスタープランとして平成28年度に「岡崎市地域公共交通網形成計画」を策定した。

「岡崎市地域公共交通網形成計画」では、基本目標として、少子高齢化の進展に対応した誰でも使いやすい公共交通の整備、地域のニーズにあった利便性が高い公共交通の整備、そして地域のコミュニティの活性化や交流を促進する公共交通の整備等を定め、これらの基本目標を達成するための主要施策として、市内バスネットワークの確保・維持・改善及び地域内交通の整備等を定めている。

市内バスネットワークの内容には、市内の主要な交通結節点を結ぶ「基幹路線」、基幹路線と地域拠点や交通結節点で接続することを基本とした「支線交通路線」、支線交通路線と接続することを基本とした「生活交通路線」の三項目に分け、持続可能なバスネットワークの確保・維持・改善を図ることとしている。

また、地域内交通の整備の施策事業の内容として、不採算路線が多く営業路線として、バス路線の維持が困難な額田地域をはじめとする中山間地域では、地域での主体的な取組みを基礎として、地域の特性やニーズに合った持続可能な公共交通を目指し、地域住民、交通事業者、行政等、多様な主体が協働して計画・整備・運行をしていくこととしている。

岡崎市の東部に位置する額田地域は、面積約160km²、人口約8,060人の中山間地域であり、モータリゼーションの発展に伴い、ほとんどの事業者バス路線が撤退し、運行している路線は名鉄バスくらがり線、桜形線2路線であるため、額田地域の住民は、通学、通院、買物など日常生活に支障をきたす状況である。

額田地域内の移動及び広域的な地域を運行する地域間交通と接続するため、地域間交通維持確保とともに、コミュニティバス及び乗合タクシー(以下、「コミュニティ交通」という。)などの運行が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

額田地域コミュニティ交通の継続的な運行を確保し、一層の利用促進を図るために、次の評価指標を設定する。

○利用者数

利用状況を把握するために、利用者数を指標に設定し、目標値は平成29年度実績値の現状維持の数値とする。

【目標数値の根拠理由】

- ・地域住民による主体的な利用促進策として、バス停付近に駐輪場を整備することや、老人クラブのレクリエーション活動を市街地で企画し、その移動にコミュニティ交通を活用すること等の取組を継続的に実施しているため。
- ・額田地域の全体人口は減少傾向にあるが、70歳代～80歳代の人口は横ばいであり、利用状況及び地域住民のニーズを基に運行見直しについて協議し、運行見直しを行ったため。

(人)

路線名	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	実績	実績	実績	目標	目標	目標	
		H26.10~H27.9	H27.10~H28.9	H28.10~H29.9	H30.10~H31.9	H31.10~H32.9	H32.10~H33.9
額田支所 市民病院線	7,611	7,822	7,075	7,075	7,075	7,075	7,075
下山地区線	4,409	4,979	4,905	4,905	4,905	4,905	4,905
形埜地区線	914	811	777	777	777	777	777
宮崎地区線	441	497	410	410	410	410	410
豊富・夏山 地区線	480	434	442	442	442	442	442
合計	13,855	14,543	13,609	13,609	13,609	13,609	13,609

【参考】額田地域の人口の推移

(人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
70 歳代~80 歳代	1,725	1,732	1,768	1,867		
65 歳以上	2,661	2,734	2,799	2,856	2,799	2,839
全体人口	8,421	8,321	8,210	8,059	7,991	7,629

※平成 32 年度及び平成 37 年度は「岡崎市人口推計報告書」より

○利用率

額田地域の人口は減少傾向にあり、利用者数のみでは利用促進の状況が把握できないため、1日当たりの利用者数と沿線人口をベースとする利用率も指標として設定する。

(%)

路線名	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
	実績	実績	実績	目標	目標	目標	
		H26.10~H27.9	H27.10~H28.9	H28.10~H29.9	H30.10~H31.9	H31.10~H32.9	H32.10~H33.9
額田支所 市民病院線	0.19	0.20	0.18	0.23	0.23	0.23	
下山地区線	2.75	3.18	3.20	3.24	3.24	3.24	
形埜地区線	0.34	0.32	0.30	0.30	0.30	0.31	
宮崎地区線	0.24	0.28	0.29	0.29	0.29	0.29	
豊富・夏山 地区線	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	

※ 利用率(%) = 日利用者数 / 沿線人口 × 100

(2) 事業の効果

額田地域のコミュニティ交通を継続的に運行することにより、住民が日常生活を営むための移動手段が確保され、住民が安心して日常生活を営むことができる。更に基幹路線と接続し、額田地域の住民と市街地の住民との相互利用が可能となり、額田地域全体の活力が向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業	実施主体
1 公共交通に親しむ日の開催 次世代を担う子どもたち及び、今後増加する高齢者が公共交通に親しみ、公共交通の重要性を知ってもらう事業を開催する。 実施内容： ・市内路線バス、まちバス小学生運賃無料化 ・公共交通に関する見学会の実施 ・額田地域の魅力と額田地域を運行しているバス路線の紹介 ・バスの運転手体験 ・バスの乗り方教室	岡崎市交通政策会議

事業	実施主体
<p>2 公共交通マップの製作及び配布 市内の公共交通の利用に関する情報提供を行う。</p> <p>3 小中学生を対象にした出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生に対してバスの乗り方教室を実施するとともに、職場体験学習の一環として、乗り方教室の事前準備等を体験してもらうことで、公共交通への理解を深める機会を提供する。 ・昨年度試験的に実施した小学生に対するバスの乗り方教室を本格的に導入し、バスに親しみ公共交通の重要性を知ってもらう。 <p>4 高齢者向け出前講座の実施 高齢者を対象にバスの乗り方や活用方法等を紹介する生涯学習講座を実施することで、バス利用者等の増加と公共交通への理解を深める機会を提供する。</p>	<p>岡崎市交通政策会議</p>
<p>5 地域住民による利用促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停付近に駐輪場を整備することにより、コミュニティ交通と自転車との乗継ぎ環境が改善される取組を実施。 ・小学生を対象にスタンプカードを配付し、市街地や小学校へコミュニティ交通を利用し、支払った運賃の一部を地域が補填する取組を実施。 ・老人クラブにコミュニティ交通の利用を促し、コミュニティ交通を活用し市街地でのボウリングや、まち歩き等のレクリエーション活動を実施。 ・利用者の増加及び収入の増加を図るため、地域がコミュニティ交通の回数券を購入し利用者に配付。 ・運行地域に隣接する地域の住民に、運行案内のチラシを配布。 ・住民が集まる地区のイベントで運行案内のチラシを配布。 ・コミュニティ交通の利用状況及び利用案内を地域に回覧。 ・協賛金導入と合わせ企業へのささゆりバス周知。 	<p>額田地域生活交通協議会</p>
<p>6 地域ニーズに対応した路線・運行形態等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とともに定時定路線の運行形態の見直し及びその内容の検証をおこなうほか、地域間交通とフィーダー系統の役割分担についても検討を行い、地域ニーズにあった効率的で効果的な移動手段を研究する。 ・公共交通を維持していくため、地域が主体となり地域で支えてもらえる「持続可能な公共交通」を考えるとともに、地域と行政が協働し、関係機関と協議をしながら移動手段を研究していく。 	<p>岡崎市交通政策会議 額田地域生活交通協議会</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>	
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>	
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>	
<p>確保維持事業に要する費用から国庫補助金額を差し引いた金額を、岡崎市が負担する。</p>	
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>	
<p>○名鉄バス株式会社 ○豊栄交通株式会社 ○株式会社西三交通 ○岡東運輸株式会社</p>	

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で 足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備 されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 (車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○平成28年10月17日 平成28年度第4回岡崎市交通政策会議を開催 平成29年10月以降の運行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 <p>→診療後の帰りの待ち時間の短縮等、利便性がより向上するダイヤやルートに変更する見直しを行った。</p> <p>○平成29年1月23日 平成28年度第5回岡崎市交通政策会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議及び合意

- ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意
 - ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意
- 平成28年第4回岡崎市交通政策会議において合意した運行の見直し時期を、平成29年10月から4月に変更した。

○平成29年10月16日 平成29年度第3回岡崎市交通政策会議を開催
 ・「下山地区線」協賛金の導入について報告

○平成30年1月22日 平成29年度第4回岡崎市交通政策会議を開催
 ・平成29年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議

○平成30年6月13日 平成30年度第1回岡崎市交通政策会議を開催
 ・平成31年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意

18. 利用者等の意見の反映状況

1、運行の見直しについて

市民及び利用者代表が参画している岡崎市交通政策会議や、地域住民の協議会において、利用促進策やコミュニティ交通運行の確保維持の方策について意見交換・協議を行い、利用者等の意見を本計画に反映している。

コミュニティ交通利用者の利便性向上のために、前回の運行見直し（平成26年10月）以後の利用状況及び地域住民のニーズを基に、地域住民の協議会及び岡崎市交通政策会議において平成29年10月からの運行見直しについて協議し、見直しに協議結果を反映させた。また、運行見直しにより利便性が向上したか検証を行う。

なお反映させた主な内容は、以下のとおりである。

- ・市街地と中山間地域を結ぶ広域的な路線への接続をしやすいするため、乗継時間を調整した。
- ・診療所の帰りのダイヤの変更や本数を増やすことで、待ち時間を短縮した。
- ・利用のほとんどない便や区間は廃止し他の曜日の便を増やす等、効率的な運行とした。

2、その他

- ・「地域公共交通網形成計画」に基づき、額田支所の新たな交流機能の整備に合わせた額田地域コミュニティ交通の再編や利用環境の向上など、まちづくりとの連携を図っていく。
- ・「下山地区線」において地域貢献活動のため地元企業等による協賛金制度を導入した。
- ・近隣市との連携を強化し、公共交通ネットワークの相互連携、機能強化等の研究を進める。

19. 協議会メンバーの構成員

学識経験者	愛知工業大学客員教授 名城大学教授
市民及び利用者代表	岡崎市総代会連絡協議会 岡崎市老人クラブ連合会 岡崎市障がい者福祉団体連合会 岡崎商工会議所 岡崎市六ツ美商工会 額田地域生活交通協議会
交通事業者等	名鉄バス株式会社 名鉄東部交通株式会社 名古屋鉄道株式会社 愛知環状鉄道株式会社 公益社団法人愛知県バス協会 愛知県タクシー協会岡崎支部
地方運輸局	中部運輸局 愛知運輸支局

交通施設管理者等	愛知県西三河建設事務所 愛知県警察岡崎警察署
関係都道府県	愛知県振興部交通対策課
関係市区町村	岡崎市
その他会長が必要と認める者	豊栄交通株式会社 株式会社西三交通 岡東運輸株式会社

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

(所 属) 岡崎市都市総合政策部地域創生課

(氏 名) 細野 雅人

(電 話) 0564-23-6409

(e-mail) chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岡崎市	名鉄バス(株)	(1) 額田支所市民病院線	額田支所前	ちせい台公園	市民病院	往13.8km 復13.8km	365日	2128回		路線定期	②(1)	市民病院バス停で名鉄バス「桜形線」、額田支所前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
	豊栄交通(株)	(2) 下山地区線A	桃ヶ久保	市民病院	岡崎げんき館前	往25.9km 復25.9km	244日	723.5回		路線定期	②(1)	市民病院バス停で名鉄バス「桜形線」と接続	③
		(3) 下山地区線B	岡崎げんき館前	桃ヶ久保	北部診療所	往31.5km 復 km	101日	50.5回		路線定期	②(1)		③
	(株)西三交通	(4) 切山・小久田・毛呂・井沢ルート	北部診療所	切山横手辻	北部診療所	循環26.0km	143日	286回		路線定期	②(1)	桜形バス停で名鉄バス「桜形線」と接続	③
		(5) 南大須・鍛埜ルート	北部診療所	須渕橋	北部診療所	循環22.3km	143日	286回		路線定期	②(1)	桜形バス停及び須渕橋バス停名鉄バス「桜形線」と接続	③
	岡東運輸(株)	(6) 大雨河ルート	宮崎診療所	高雲寺	宮崎診療所	循環22.9km	93日	279回		路線定期	②(1)	宮崎学区市民ホーム前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
		(7) 千万町ルート	宮崎診療所	木下公民館	宮崎学区市民ホーム前	往17.3km 復 km	93日	186回		路線定期	②(1)		③
		(8) 夏山ルート	額田支所前	平針	星野クリニック	往18.3km 復18.3km	51日	51回		路線定期	②(1)	額田支所前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
		(9) 鳥川ルート	市道	ハズノモト	星野クリニック	往11.2km 復11.2km	101日	101回		路線定期	②(1)		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岡崎市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	91,082
交通不便地域	8,109

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,109	旧額田地区	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
8,109	$8,109 \times 120 \times 0.7 + 2,000,000$	2,681,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

